

## 島根県民の歌「薄紫の山脈」の歌詞の使用許可基準

- 1 原則、歌詞を改変せず、原文のまま使用するものであること。ただし、歌詞の一部を使用する場合など、広聴広報課長がやむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。
- 2 歌詞、著作者及び島根県を誹謗、中傷するものでないこと。
- 3 島根県民の歌の歌詞である旨、また作詞者名を明示するものであること。
- 4 営利目的でないこと。
- 5 公序良俗に反しないこと。

決定 平成24年2月13日